反障害通信

25. 3. 3

167 号

四つの共同幻想(物神化)---国家・宗教(神)・貨幣・人権

共同幻想ということばは、そもそもマルクスが『ドイツ・イデオロギー』の中で、「国家 = 共同幻想体と規定したことに始まるのでしょうか? このことは、他の資本主義的概念に援用することができます。実は、認識論的には、共同幻想論よりも物象化や物象化の絶対化という「物神化」という概念で説明していくことの方が論理的になっていくのですが、説明が難しくなるので、一般に使われている「共同幻想」ということばで説明していきます。

「国家=共同幻想」規定について

さて、マルクスの国家=共同幻想論は、『ドイツ・イデオロギー』がその基幹部分が長く 草稿のままだったこともあり、また編輯問題での草稿性があり、捨て置かれていました。 そのあたりは、主流のマルクス改釈とその実践的展開とされた「マルクス―レーニン主義」 において、レーニンが『ドイツ・イデオロギー』を読んでおらず、国家の共同幻想論を知 らなかったという定説があり国家=軍事的官僚的統治機構論という国家論が凌駕していま した。ですが、実は、レーニンを読み直していくと、マルクスが書簡の中で、国家の共同 幻想的性格を書いていることを、レーニンがメモとしてのこしていることがあります。レ ーニンは、自らの国家論構築でそのことを無視したのです。そもそも、マルクスにしても 国家の共同幻想的性格を押さえてその革命論を展開しているわけではありません。そのこ とが幾分なりともあるとしたら、「共産主義者には国境は無い」という国際連帯規定と世界 革命論、国家の死滅論でしょうか? ですが、そもそも、マルクスが武装蜂起→プロレタ リア独裁→社会主義権力の樹立という路線を維持し続けたのは、当事の国家権力の専制政 治性もあったにせよ、この国家=共同幻想論をきちんと押さえ展開し得なかったこともあ ったのではとわたしはとらえ返しています。そのことは、第一次世界大戦で国際連帯の中 心的存在で在り、議会でかなりの勢力をもっていたドイツ社会民主党がいとも簡単に愛国 主義という国家主義に飲み込まれていったことに端的に示されています。

そのことは、民主主義をまがりなりにも標榜する国家において現在も続いていて、そも そも各国国会が国家とか国益の論理にいとも簡単にからめとられていく構図がみてとれま す。他の国を人権侵害国と規定し、民主主義を守るのだと軍事的侵略までなしてきたアメ リカが、自国ファーストなどという論理で、「人権破壊」を世界に広めようとしています。 逆のとらえかたをすると、各国がまさに自国の権力を維持するために、戦争の危機をあお り、戦争を起こし、軍産複合体的資本主義を維持していこうという構図さえ出てきていま す。まさに、今日、ファシズム論の核心としての国家主義ということをおさえ、そこにお ける国家=共同幻想体的なことをおさえ、戦争とファシズム的なことの隆起と展開に反対 するために、「国家=共同幻想」規定をおさえ直すことが今、問われているのです。

宗教=神という共同幻想

さて、哲学の世界では古くに、神の死が宣言されましたが、未だに、宗教的世界観に世界は覆われています。神とは、自然の不可解さや不思議さの物象化ということで、更に、それを絶対化(=物神化)することにおいて成立するのですが、今日的に、論理性のかけらもない、教祖の金儲け主義が露骨化したカルト的宗教が跋扈しています。

わたしは、そもそも自然への畏怖というところでの宗教の出発点的なところは、そして アニミズム的世界観は「自然に適う生き方」という核科学者から反原発に転じた高木仁三郎さんの定言にとらえられることにも通じ、全否定されることでもないとは思うのです。 ですが、そもそもキリスト教の十字軍や差別主義的宗教で、軋轢と葛藤を生み出すような宗教世界は、共同幻想の核となっていくこと、今日、「政治指導者」の個人崇拝化という共同幻想も含めて徹底的に批判していく必要があると思います。

「貨幣=共同幻想」規定

脳科学者の養老孟司さんがテレビ朝日の「ニュースステーション」でキャスターの古館さんとの対談で、貨幣という共同幻想を語っていました。資本主義社会の秘密に関することをマスコミのニュース番組で語っていいのかなと驚いて聞いていたのですが、そもそも、きれいに印刷した紙にすぎないものでなぜ、商品を買えるのかということは、既成観念にとらわれない何でも疑問を抱く子どもも疑問に抱くことなのでしょうが、そして養老さんは科学者として独自にそんな思いを抱いたのかも知れないのですが、そもそもマルクスが『資本論』の中で「貨幣の物神的性格とその秘密」で展開している内容です。

そして、この世は金に支配される社会という言い方で、この貨幣ということが、ひとの モノ化・社会の矛盾の最大限の象徴として現れてきています。

「人権=共同幻想」規定

さて、これはかなりあやうい議論になります。自民党右派の片山さつき議員が「人権など架空の概念だ」とぶらさがりで答えている映像を見ました。わたしもかねてから、そのようなことを言ってきたのです。これはそもそもキリスト教的世界観での、「天賦人権思想」からきていることで、いわゆる、<帝国>中枢国は「資本とキリスト教と人権思想」を三位一体的に世界に押し付けたと言い得ることです。そもそも、物象化論からとらえれば、人権とは差別のない関係の物象化といいえることです。ですから、人権は架空の概念としても、そもそも人権思想のもつ正の側面である、反差別まで否定するのかどうかという事が問題になります。

さて、ここで問題になるのは、人権という概念を突きだしていくと、個別反差別の羅列的突き出しにしかなってこなかったという歴史が出て来ます。ルソーの人権論が、性差別を問題にしていなかった、「労働者の人権」ということも問題にしていなかったということがあり、障害差別に至っては、日本国憲法には「障害者の人権」という文言はなく、国際法に照らしてや、類推的遡及ということで継ぎ足し的にしか問題にしてこなかったということがあります。そもそも、今日的には、人権概念ではなく、差別ということを総体的にとらえて、「差別の構造」というところから、個別差別をとらえ返し、更に「差別の構造」の中身を深化していく作業が必要になります。そこで、その核心的なこととして前号巻頭言の末尾に書いた、能力や意識の内自化というところからとらえ返した、「能力のコモン」

というところまで至る作業と、そこから新しい社会像を描くことが必要になっているのです。 (み)

(「反差別原論」への断章」(97) としても)

HP 更新通知・掲載予定・ブログのこと

- ◆「反障害通信 167 号」アップ(25/3/3)
- ◆「反差別資料室C」の「文献室」、新しい本の購入や読書に合わせて、昨年5月の末に1 年余ぶりにリアップしました。
- ◆メインホームページ「反障害-反差別研究会のHP」のIV. F[廣松ノート] http://www.taica.info/hiromatunote.htmlに『物象化論の構図』をアップしました。
- ◆「反差別資料室C」で、「B.「反差別原論」断章」に掲載していた原稿の内、反原発・反核問題に関説している論考を重複させて、「E.反原発・反核」にも掲載しました。最初の()内数字が、「E.反原発・反核」の通し番号、次の(8)以降の()内数字が、「B.「反差別原論」断章」の通し番号です。ちなみに、最後の数字は、所収している「反障害通信」の号数です。
- ◆『反障害原論──障害問題のパラダイム転換のために──』の校正を追加しています。 adbs-c4.pdf

読書メモ

白井さんの本4冊目、『国体論』と連載中の[廣松ノート(7)]の『存在と意味』の7回目です。

たわしの読書メモ・・ブログ 686

・白井聡『国体論 菊と星条旗』集英社(集英社新書)2018

マルクスをとりあげるひと(例えば斎藤幸平さん)は、マスコミのテレビでも出ていますが、レーニンは稀有です。

さて、レーニンの著書で国家論といえば、『国家と革命』がありますが、これへの批判として、レーニンはマルクス/エンゲルスの『ドイツ・イデオロギー』をまだ文献的整理がされていない中で出版化されていず、読んでいなかったという通説があります。その中で展開されている「国家=幻想共同体」規定をしらなかったとされています。実は、レーニンを対象化するために読んでいたら、レーニンはマルクスが往復書簡で国家=共同幻想体ということを書いていることを自分の文で引用しているのです。マルクスが出版化された本の中で書いていないこともあって無視したのです。それは、そもそも軍事・警察的暴力支配の体制にあったロシアで、共同幻想体論は意味がない、運動的に展開し得ないとして、無視したのではないかと、押さええます。

白井さんは読書メモ 666『未完のレーニン <カ>の思想を読む』の本の中で、国家=幻

想共同体論を押さえています。この国体論でも「**終 章**」「1 国体の幻想的性格」があるのですが、国家主義との対峙ということがでていないように感じられます。レーニン的国家論への引きずられのように想えるのです。

「国体」というのは国家の制度的なところからの、国家主義的な取り込みというところでの概念と言い得るとわたしはとらえています。国家として残す、「護持」するということを通じた支配の体制の維持と強化として出てきている概念です。日本の場合、明治以降特に天皇制(ファシズム)と結びつく概念だったのです。

物象化概念で語れば国家という物象化の上にさらに、国家体制という二重の物象化というような押さえになると思います。そのようなわたしの押さえでは、「国体」という概念での展開・批判することの国家主義的なところに取り込まれていく惧れから、ストレートに「国家=共同幻想体(物象化的錯認態)」と押さえるところで、国家主義との対峙として論と運動を展開していくことが肝要になっていくのではないかと思えるのです。そうでないと民族主義的右翼との違いがなくなってしまいます。

このあたりの展開が、レーニン的なことに共鳴している白井さんにはからは出てこないようです。このあたりは、わたしのいつものないものねだりのようなこと、この本自体は、 国家体制や天皇制の問題などの歴史的な押さえとして貴重な資料です。

最初に目次をあげておきます。

目 次

序――なぜ、いま、「国体」なのか

年表 反復する国体の歴史

第一章 「お言葉」はなにを語ったのか

- 1 「お言葉」の文脈
- 2 天皇の祈り
- 3 戦後レジームの危機と象徴天皇

第二章 国体は二度死ぬ

- 1 「失われた時代」としての平成
- 2 史劇は二度、繰り返される
- 3 戦前国体の三段階
- 4 戦後国体の三段階
- 5 天皇とアメリカ

第三章 近代国家の建設と国体の誕生

(戦前レジーム:形成期)

- 1 明治維新と国体の形成
- 2 明治憲法の二面性
- 3 明治の終焉

第四章 菊と星条旗の結合――「戦後の国体」の起源

(戦後レジーム:形成期①)

- 1 「理解と敬愛」の神話
- 2 天皇制民主主義

第五章 国体護持の政治神学

(戦後レジーム:形成期②)

- 1 ポツダム宣言受諾と国体の護持
- 2 「国体ハ毫モ変項セラレズ |
- 3 国体のフルモデルチェンジ
- 4 征夷するアメリカ

第六章 「理想の時代」とその蹉跌

(戦後レジーム:形成期③)

- 1 焼け跡・闇市から「戦後国体」の確立へ
- 2 政治的ユートピアの終焉

第七章 国体の不可視化から崩壊へ

(戦前レジーム:相対的安定期~崩壊期)

- 1 戦前・戦後「相対的安定期」の共通性
- 2 明治レジームの動揺と挫折
- 3 「国民の天皇」という観念
- 4 天皇制とマルクス主義者
- 5 北一輝と「国民の天皇」

第八章「日本のアメリカ」――「戦後の国体」の終着点

(戦後レジーム:相対的安定期~崩壊期)

- 1 衰退するアメリカ・偉大なるアメリカ
- 2 異様さを増す従属
- 3 隷属とその否認
- 4 ふたつのアイデンティティ

終 章 国体の幻想とその力

- 1 国体の幻想的性格
- 2 国体がもたらす破滅
- 3 再び「お言葉」をめぐって

註

備忘録的に切り抜きメモを書いておきます。

「だが、戦後の起点(敗戦・占領・天皇制の存続、新憲法の制定等)に立ち返れば当然合 点がゆくことだが、新憲法を中核とする戦後民主主義は、象徴天皇制とワンセットのもの として生まれている。したがって、戦後民主主義が危機に瀕するということは、象徴天皇制も危機に瀕することを論理必然的に意味する。」23-4P・・・「象徴天皇制も危機」であって、象徴天皇制の定立によって民主主義の定立に失敗したと言えること。差別の象徴としての天皇制はむしろ廃止されること。

「この考えによれば、天皇の務めの本質は、共同体の霊的一体性をつくり上げ維持することにある。」31P

「今回強調され、想起せしめられた――そして憲法上の規定でもある――のは、天皇は「日

本国の象徴」であるだけでなく、「国民統合の象徴」であるということだった。」 $31P \cdot \cdot \cdot$ 更に差別の象徴であり、さらに「継続的本源的蓄積論」的にとらえれば、国体(体制)維持の象徴

「なぜなら、国民が天皇の祈りによってもたらされる安寧と幸福を集団的に感じることができてはじめて、国民は互いに睦み合うことが可能になり、共同体は共同体たりうるからだ。」31-2P・・・まさに幻想共同体としての国家、国家神道のカルト性

「それ (大澤真幸の区分)によれば・、一九四五年からおよそ七〇年までが「理想の時代」、一九七〇年頃からオウム真理教事件の発生する一九九五年までが「虚構の時代」、一九九五年から現在までが「不可能性の時代」として定義される。 /・・・・・われわれにとってこの区分規定は示唆的である。というのも、「理想」「虚構」「不可能性」は、戦前・戦後両方にとって三つの時期を特徴づけるのにふさわしい概念なのである。」 75P

「あれほど熱心に近代化を推し進め、近代化の推進力として西洋のあらゆる文明・思想・宗教等々を導入することに熱心だった社会は、受け入れに際してたったひとつの、しかし、きわめて重大な留保を伴っていた。/それが、「国体に抵触しない限りにおいて」という留保である。」86P

「戊辰戦争(一八六八~六九年)を経て成立した明治政府にとって、イロハのイとなる課題は「暴力の独占」を実現することであった。」87P

「しばしば指摘されるように、国家神道として制度化される国体信仰は、公式には国家宗教の形態をとらないまま、実質的にはあらゆる宗教を超越したメタ信仰として機能し、日本人の内面を規制した。しかもそれは、国家による強制のみならず国民の自発的な服従によっても実現したという状況の原型を、この事件は与えている。」96-7P

「**▼「国体」概念の内実** 「**国体と政体」の二元論**」 「この時代に明確化された国体概念の特徴が幾つかあるが、本書では二つの点に着目する。 / 第一には、国体概念の原型と言うべき、「国体と政体」の二元論である。・・・・・」97P 「実質的「権力」(政体)と精神的「権威」(国体)が分かれてある」98P (「**▼明治憲法の二面性 天皇は神聖皇帝か、立憲君主か**」)「ゆえに第二に、戦前レジームの基礎的構造が固まったことを示した明治憲法において、国体の性格をどう現れたのかを見ておくべきだろう。」101P

「国家元首の盲目 (ママ) 的崇拝に基づく道徳 (教育勅語) など道徳の名に値しない。これと同様に、憲法の内容(立憲主義=権力の制約) を憲法の形式(欽定憲法・神権政治=無制約の権力) が裏切っているのである。」107P

「してみれば、表面上の敬意と愛情と、その真の動機としての軽蔑・偏見・嫌悪を日米が相互に投射するという過程が、「天皇制民主主義」の成立過程の本質であった。そして、天皇制民主主義の成立とは、「国体護持」(変容を通過しつつも)そのものである。」135-6P「そして、この判決 (砂川事件判決)内容の意味も重い。なぜなら、統治行為論を援用することによって、日米安保条約に関わる法的紛争については、司法は憲法判断を回避すべきだという判例をつくってしまったからである。これにより、日本の法秩序は、日本国憲法と安保法体系の「二つの法体系」(長谷川正安)が存在するものとなり、後者が前者に優越する構造が確定されたのである。」158P

「また、アメリカないしマッカーサーは、天皇の戦争責任追及よりも、より原理的な「国

体の敵」から天皇を守った。その敵とは、共産主義である。」159P

「とはいえ、かつてファッショ体制を領導した政治家たちが「自由民主党」を名乗りながら、アメリカン・デモクラシーの何たるかを本気で理解しようとせず、外面的にそれに迎合してみせるだけで内心これを軽蔑・嫌悪することが許される、という程度の自由は現実に保障されてきたのである。」161P

「▼昭和天皇の「言葉のアヤ」発言」――「そういう言葉のアヤについては、私はそういう文学方面はあまり研究もしていないのでよくわかりませんから、そういう問題についてはお答えが出来かねます。」174-5P

「カール・マルクスの箴言にいわく「人間は自分自身の歴史をつくるが、自分が選んだ状況下で思うように歴史をつくるのではなく、手近にある、与えられ、過去から伝えられた状況下でそうするのである。死滅したすべての世代の伝統が、生きている者たちの脳髄に夢魔のようにのしかかっているのだ」(『ルイ・ボナパルトのブリューメルー八日』)。」176P・・・唯物史観も

「ここには、現代にも通じる「天皇制と闘う」ことの困難が全面的に現れ出て居る。なぜなら、天皇制もまた、福本の言う「階級意識」がありのままの無産者階級には存在しないのと同じ意味で、実在しないからである。実在性の次元では、個々の被搾取者の視線の先には、小作料を悪辣に取り立てる地主や高圧的な雇い主などがせいぜいいるだけであって、その視線から見れば、天皇は「いかにも上品な、何やらありがたい存在」にほかならない。」251-2P

「しかし、天皇制は支配機構の総体でありつつ、まさにこの社会に内在する敵対性の否認をそのイデオロギーの核心としていた『国体の本義』(一九三七年、文部省編)が宣言するように、大日本帝国は、万世一系の家長とその赤子が睦み合って構成される「永遠の家族」であるとされた(家族国家観)。つまりそれは、支配であることを否認する支配なのである。」252P

「その二重性とは、ほかならぬ本書で論じてきた、明治憲法における「天皇機関説の国体」と「天皇主権説の国体」である。前者は、国家を機構的側面からとらえることによって見出されるのに対して、後者は、三島の言葉では「道義国家としての擬制」である。/久野・鶴見は、前者を大日本帝国のエリート向けの「密教」、後者を大衆向けの「顕教」と呼んだ。明治憲法レジームはこの二重性の微妙なバランスの上に成り立っていたのだが、世界恐慌や対外危機といった社会的諸矛盾が昂進するなかで顕教(「天皇主権説の国体」)が密教(「天皇機関説の国体」)を圧服するのであり、統帥権干犯問題から天皇機関説事件、国体明徴声明へと至る流れは、その過程を表現している。/その結果、あらためて神聖化された国体は「道義」の名において(大東亜共栄圏、八紘一宇)、無謀きわまる戦争を決行し破滅する。」268P

「体現する道議が実質に優れているから天皇を獲得できるのではなく、「玉を握っている」 ことそのものが道議の究極的根拠となるのである。」270P

「そして、そのような全面的頽廃は、正統性の源泉を天皇との「近さ」だけにしか認めず、 天皇から離れて確立される道議を一切認めぬ「国体」がつくり出したものにほかならなかったのである。/敗戦後に太宰治はこう書いている。「東條の背後に、何かあるかと思った ら、格別のものもなかった。からっぽであった。怪談に似ている」。その空っぽの場所は、 埋められることを待っていた。「青い目の大君」が――すでに見たように、まさに天皇との 距離を縮めることによって――それを果たしたのである。」**273-4P**

「したがって、結局のところ、アメリカが戦後日本人に与えた政治的イデオロギーの核心は、自由主義でも民主主義でもなく、「他のアジア人を差別する権利」にほかならなかった。 /そして現在、「欧米人の仲間入り」の願いは、日本資本が対米進出を企てたバブル期に、 アメリカのレイシズムの現実の前で挫かれ、経済的衰退と中国をはじめとするアジア諸国 の台頭は、「アジアにおける唯一の一等国」という観念を無惨なほど根拠のなきものとして しまった。・・・・・」305P

「現在の標準的な日本人はコンプレックスとレイシズムにまみれた「家畜人ヤプー」(沼正三)という戦後日本人のアイデンティティをもはや維持することができそうにないことをうっすら予感しつつも、それに代わるアイデンティティが「思い当たらない」ために、鏡に映った惨めな自分の姿としての安倍政権に消極的な支持を与えているわけである。この泥沼のような無気力から脱することに較べれば、安倍政権が継続するか否かなど、些細な問題である。」306P

「米軍によるグローバルな戦争遂行、それによる激しい悲しみと憎しみの喚起ということにおいて、日本が集団的自衛権の行使を認めようが認めまいが、われわれはすでに十分に、 米軍の共犯者である。つまり、憲法九条は現実にわれわれを平和主義者にはしていない。」 311・・・そもそも日米安保条約などなぜ維持しているのだろうか?

「このことから、たとえば、民俗学者の赤坂憲雄は天皇制は遠からず衰亡の道をたどらざるを得ないと結論している。いわく「わたしたちの生きている現在はたぶん、天皇制の宗教的かつ儀礼的な構造をささえてきた物質的な基盤が、やがて根こそぎに失われようとしている未曾有の時代である。天皇という制度は避けがたく形骸化してゆく」。」318P・・・資本主義は継続的本源的蓄積ということで維持される構造になっている、すなわち差別ということで体制を維持していく、いろんな差別がどれだけなくなったのでしょうか? 差別や差別の象徴としての天皇制はそんなに簡単になくならない。まずは反差別の運動から取り組み、資本主義を止揚していかねば、差別は、差別の象徴としての天皇制はなくならない。

「アメリカが失策を続けている中東の情勢や、激変しつつある東アジアの情勢に鑑みれば、パックス・アメリカーナの追求は、日本に利益をもたらすとは限らない。にもかかわらず、「パックス・アメリカーナへの助力」以外の選択肢が一切思い浮かばないのであるとすれば、それはパックス・アメリカーナが合理的判断から推論される望ましい秩序ではなく、八紘一宇としてとらえられていることを意味するであろう。」323-4P・・・いくらでも思い浮かぶ、安保条約の破棄、資本主義の止揚……。

「・・・・・労働慣行の改革や司法制度改革、大学改革等々、「グローバル化への対応」を旗印とした一九九〇年代以降の制度改革において、ありうべきモデルの参照先はしばしばアメリカであった。つまり、「グローバル化への対応」は「平成の文明開化騒ぎ」の様相を呈し、その先頭に立つものとしてアメリカが引き合いに出されてきた。」324-5P

「・・・・・そして、アメリカが実践してきた「平和主義」とは、世界に部隊を展開し

つつ、現実的および潜在的敵を積極的に名指し、時には先制的にこれを叩き潰すことによって、自国の安全、つまり「自国民の平和」を獲得するという「平和主義」である。/そのように理解してみると、安倍政権の掲げてきた「積極的平和主義」の実質が正確に把握できる。すなわち、安倍をはじめとするいわゆる改憲派の主張によれば、戦後日本の九条平和主義は「消極的」なそれであり、これを「積極的」なそれに発展させなければならないのだという。・・・・・」335-6P・・・「国体」という概念自体を、自国ファーストになっていく国家主義そのものを破棄していかねばならないのです。

「「平和主義」の意味内容の変遷は、「戦後の国体」の頂点を占める項が、菊から星条旗へと明示的に移り変わる過程を反映している。・・・・・」337P・・・日米安保条約破棄へ向けて、まずは核兵器禁止条約の締結に向けたオブザーバー参加、中国との「日中平和条約」の空文化していることを、外交パイプを創り出す作業、安保条約破棄の運動を背景にしての日米地位協定の改定、やるべきことは、できることは多々あります。

たわしの読書メモ・・ブログ 687 [廣松ノート(7)

・廣松渉『存在と意味1―事的世界観の定礎』岩波書店 1982 (7)

第二篇 省察的世界の問題構制

第三章 認識の間主観的妥当性と客観的妥当性

第一節 判断的措定の帰属性

(この節の問題設定―長い標題)「省察的認識の分子的単位をなす「判断」においては肯定的措定と否定的措定とが岐れる。肯定的・否定的な判断措定の本諦は、しかし、いわゆる「主語」と「述語」との関係づけの場面に存するのではなく、主語対象に述語規定を向妥当せしめた等値化的統一態たる「判断成態についての"態度決定"の場面に存する。肯定・否定の判断的態度決定は「判断成態」を対境として遂行されるとはいえ、判断成態のそのものに対する評価的態度決定ではなく、当該判断成態の間主観的な対妥当性に関しておこなわれるのである。自・他に帰属する判断意味成態の協和・背反が肯定・否定を岐かつのであって、他者に帰属する判断意味成態が対自己的にも妥当することの承認が肯定であり、他者に帰属する判断意味成態が対自己的にも妥当することの承認が肯定であり、他者に帰属する判断意味成態が対自己的にも妥当することの拒斥が否定である。判断措定における肯定および否定が判断意味成態に内自化されていわゆる積極形の命題的事態および消極形の命題的事態が形象化される。」318P

第一段落——肯定的・否定的な判断成態の構制とそれが命題的事態に"内自化"される構 制の検討 318-27P

(この項の問題設定)「「肯定」および「否定」の判断的措定にとって本質的契機とみるかいなかは判断論上の立場に応じて相岐れる。とはいえ、謂うところの「判断論」の立場なるものが、実質上、「肯定」「否定」の取扱いと相即的に劃定される。このかぎりで、肯定・否定の処遇は判断論ひいては認識論にとって鍵鑰の一つをなすものである。——爰では、肯定的ならびに否定的な判断成態の構制を検討し、それが命題的事態に"内自化"される構制をも追覈(「ついかく」のルビ)しておこう。」318-9P

(対話①)「偖、肯定判断と否定判断とは同位・同格的に対立するものであるか、それとも、

肯定判断が基礎であって否定判断は肯定判断に何事か累加されたものであるのか、肯定・否定に関する同位説と従位説との対立は、それ自身すでに判断的措定の内実に関する了解の差異に照応する。われわれ日本人の日常的意識においては「デアル」と「デナイ」とが同位的に対立し、そのことが「はい」「いいえ」の応じ方にも顕われていると言えよう。その点、インド・ヨーロッパ系の言語においては否定的判断は肯定的判断に否定辞を累加する形になることもあって、欧米人の日常的意識では肯定判断と否定判断とは同位的でなく、そのことが「イエス」「ノー」の応じ方にも顕われているものの如くである。学理的反省にあっては、無論、かかる日常的思念がそのまま追認されるわけではない。とはいえ、日常的既成観念影響力には端倪(「たんげい」のルビ)すべからざるものがあり、自戒を要する。われわれとしては、同位説・従位説の対立地平をも射程に収めつつ、肯定・否定の問題論的構制そのものを対自化するところから始めたいと念う。」319P

(対話②)「肯定・否定は、「主語」と「述語」との直接的な<u>相互関係</u>の場面で存立するのか? それとも、「主語—述語」成態に関する判断主観の"<u>態度決定</u>"の場面で成立するのか? 常識的には主語と述語との関係づけの場面で肯定・否定が岐れるかのように考えられてはいるか、われわれの結論から先に話せば、肯定・否定ということは主語と述語との直接的な関係づけとは別次元の事柄である。「肯定」「否定」は、すでに関係づけられている「主語—述語」成態を与件としつつ、この成態の間主観的な対妥当性をめぐる一種の態度決定として遂行されるのである。」319P

(対話③)「議論の順序として、ここでは、「肯定」「否定」の何たるかを積極的に論定する前 梯を設えるべく、判断的態度決定の対境的与件とされるものの実態に目を向けておこう。 ―判断にさいしては、一見したところ、主語表象と述語表象との"結合"が必然的な契 機をなしているかのように思われ易い。例えば、「或ル球ハ赤イ」という判断の場合、「球 形」の表象と「赤色」との表象が結合され、「雪ハ白イ」という判断の場合、「雪」の表象 と「白色」の表象とが結合されるのではないのか? さもなければ「ソノ球ハ赤イ?」「雪 ハ白イ?」という疑問や「雪ガ白イとすれば」という仮定、「ソノ球ハ赤イかまたは赤クナ イ」という選言などはもとより、そもそも「ソノ球ハ赤クナイ」という判断的否定すら成 立しえない仕儀にならないか? なるほど、主語表象と述語表象とのこの"結合"は、そ れ自身ではまだ積極的な判断的肯定とは言えないかもしれない。しかし、ともあれ、判断 的態度決定の少なくとも前件として、一定の表象的結合がおこなわれているということま では認めざるをえないのではないか? 論者たちのうち一部の者は、主語表象と述語表象 との"結合"を以ってとりも直さず肯定的判断措定であると主張する。そうでない論者た ちにあってさえ、しばしば、定言判断的な肯定・否定の前件として"主語表象と述語表象 との結合態"の現存が想定され、この"結合態"を俟ってはじめて「疑問」「仮想」「選言」 なども可能になる旨が云々される。」319-20P

(小さなポイントの但し書き)「――右には"結合"という面を強調したが、論者によっては むしろ"分割"という面を強調する。例えば「雪ハ白イ」と判断するさい、主語表象「雪」 は最初から「白色」の表象を含んでいたのであって、漠然たる主語表象が"分割"的に判 明化されて「白イ」と認定されるのである云々。論者たちの謂う「主語表象―述語表象」 成態は、いずれにせよ「結合的分節態=分節的結合態」であると言えよう。学史上は「結 合」を強調する立場と「分割」を強調する立場とが鋭く対立してきたとはいえ、われわれの見地からはいずれにせよ大同小異である。」320P

(対話②)「偖、われわれとしても、論者たちの謂う「結合的分節表象」が或る種の場面で成 立することを顚から無視するわけではない。がしかし、それは例外的な特殊ケースにすぎ ず、一般には、心理的事実の問題として、論者たちの想定する相での表象は現存しない。 因みに「千角形ハ千ノ角ヲ持ツ」と判断するとき、「千角形」の表象が泛かび、それと「千 ノ角」の表象が分節的に結合されるのであるか? そもそも「千角形」なる表象を泛かべ ることが心理的事実の問題として不可能であろう。判断にさいして、論者たちの謂う"表 象結合""表象分割"は一般にはおこなわれず、また、判断にとって"分節的結合表象"は 必要条件ではないのである。現に、われわれは、抽象的な思考などの場合、"表象結合"や "表象分割"などをおこなうことなく円滑に判断を遂行している。それでは、論者たちが 判断における肯定的・否定的な態度決定にとって少なくとも前件をなすものと称するとこ ろの"分節的結合表象"なるものは一体なにをどう誤認した代物であるのか? われわれ としては、まずはこれを積極的に解明し、事柄の実相を見定めておく必要がある。」320-1P *(対話⑤)*「判断成態が「主語—述語」構造をもつかぎり、主語によって指称される対象と述 語によって表示される規定性とが一定の関係におかるべきことは言を俟たない。が、問題 は、主語対象および述語規定が果たしてそれぞれ「表象」のかたちで泛かべられるのかど うか、また、両者の関係づけの基底が果たして「表象結合」ないし「表象分割」というか たちになるのかどうか、この二点に関して論者たちは錯誤に陥っていると言わざるをえな い。論者たちは、対象的意識とは対象性が「表象」のかたち与えられることであるという 既成観念に禍いされて、そのかぎりで表象的与件を云々しようとする。(当面の文脈では「表 象」という詞をいわゆる"知覚心像"をも含む広義に用いていることは言うまでもない)。 だが、われわれに言わせれば、対象的意識とは、主語対象に関しても、述語規定に関して も、表象のかたちで泛かべる謂いではない。また、論者たちが主語と述語との原基的な関 係相と称する"結合""分割"は特殊的にすぎ、かつ、狭隘にすぎる。」321P

(小さなポイントの但し書き)「因みに「猫ハ犬デナイ」という"判断"の"前件"たるべきものを考えてみるがよい。"猫—犬"結合分節態という化物的な表象、"黒—白"結合分節態という縞紋様的ないし灰色的な表象がまず形成されて、それが否定的に"分離"されるとでもいうのか? 「猫ハ五足獣デナイ」「コノ猫ハ黒クナイ」といった否定的判断の場合は、しかるべき"実体—属性"の表象を泛かべたうえでそれを否定するという構制が一応考えられうる。剴切には、述語規定を分肢的な部分表象として含む"全体表象"を泛かべたうえで、その"分肢"を"分離的に排却"する構制を一応想定できる。しかしながら、実際問題としては、そのような"結合—分離"が普通に生起するとは思えないし、仮りに生起しうるとしても、それは主語と述語との関係が視覚的表象において"全体—部分"の関係相に立ちうる場合に限られるであろう。あまつさえ、この"全体—部分"の関係相がそのまま"主語—述語"関係と言えるのかどうか、それだけでは例えば人魚とかペガサスといった複合表象と同類のものにすぎないのではないかという疑義を防遏できまい。」322P(対話⑥)「われわれは、今ここで"主語—述語"関係について嚮に論じておいた論点を復唱する心算はないが、「主語—述語」成態が判断的態度決定における直接的な与件的対境をな

すと言われるかぎりで、論点の一端に稍々別の視角から触れておく次第である。」322P (対話⑦)「判断の原基的形態は「(コレハ)何々(ダ)」「(コレハ)然々スル」「(コレハ)斯々シイ」といういわゆる一語文のものであると言えよう。尤も、「何々」「然々」「斯々」という詞は発語されるには及ばないのであって、いわゆる内語の域にとどまっていても差支えない。このような一語文的判断に先立って、現前する現相的与件が端的な或るもの(etwas schlechthin)として覚識されたり、それ(es)として覚識されたりする次元、すなわち"図"の相で覚知される次元がある。この次元での覚知ですら、現相的与件質料を単なるそれ以上の所識的意味形相として等値化的に統一するものであり、最広義においては"判断"と呼ぶこともできる。がしかし、われわれとしては、これは狭義の判断より以前の知覚的次元として扱い、言語の介在する場面から狭義の判断を云為する。」322P

(小さなポイントの但し書き)「ところで、人によっては、二本のタバコを単純に同立したり、タバコとマッチを単純に異立したりする場面、こういう単純同立・単純異立の場面においてすでに判断が存立すると言うかもしれない。慥かに、aとbとの単純同立や単純異立も言語的に表現すれば「aハbト同ジダ」「aハbト異ナル」という形になることであり、これを判断から排却してしまうべき謂われはない。旧来、同立や異立が判断の基礎的な機制と考えられてきた事情にも鑑み、われわれとしても同立判断や異立判断を判断のうちに算入する。但し、われわれが同立や異立を狭義の判断のうちに算入するのは、あくまで言語介在的な措定の場面からである。——」322-3P

(対話®)「偖、「コレハ何々ダ」「コレハ然々スル」「コレハ斯々しい」という知覚現場的判 断は、実質的にはさしあたり、コレと指称される"図"的対象を「何々」「然々」「斯々」 と命名する域をいくばくも出ないとしても、所与を「何々」「然々」「斯々」という詞の函 数態的な被表的意味の"特定値"として認知しつつ、現相的所与に意味的所識を向妥当せ しめる等値化的統一である。(この等値化的統一は前篇第三章第一節でみた通り「異」と「同」 との一種独特の止揚的統一である)。このさい、所与の"図"的対象と「何々」「然々」「斯々」 という詞との命名的結合は、言語的能記と指示対象との象徴的結合(「シュムボレイン」の ルビデであり、しかも、当の命名的呼称の対他者的・間主観的な妥当性の覚識を伴っている。 われわれは所与対象と「何々」「然々」「斯々」という詞のとの象徴的結合態を「施詞措定 態」と呼ぶことにしよう。知覚現場的な「コノSハPナリ」「SタルコレハPナリ」におい ても、Sと呼ばれるコレが「何々」「然々」「斯々」と象徴的に結合されており、ここでも やはり「SハP」という「施詞措定態」が存立する。謂うところの"主語—述語"成態と は、さしあたり、「施詞措定態」、すなわち主語の指示する所与対象と述語能記とを(前者に 後者の表意する所識規定を向妥当せしめる等値化的統一と相即的に)象徴的に結合した成態 にほかならない。この施詞的措定、すなわち「所与的現相と述語的所識との等値化的統一」 と相即する「所与対象と述語能記との象徴的結合」は、それ自身としては判断措定ではな く、狭義の判断的措定(肯定的・否定的な判断措定)にとっての前件である。そして、施詞措 定態が判断的態度決定の直接的対境をなすのである。」323P

(対話⑨)「施詞措定態は、知覚的現場にあっては、対象的与件を現相的(「フェノメナル」 のルビルに現前させており、述語的規定性もその特定値で現前しているところから、とかく 知覚的次元での心象(いわゆる知覚的心像、知覚的表象)と二重写しに思念され易い。そして、 ここでは、言語的能記は没却されて、施詞措定態の所記的契機、しかもレアールな現相的 契機だけがクローズ・アップされる。その結果として"表象的結合態"、精確には"表象" の「結合的分節態=分節的結合態」なるものが泛かびあがり、これが判断的措定の直接的 対境とされたり、時によっては、当の"結合"がとりもなおさず肯定的判断措定であると されたりする。また、知覚現場を離れても、施詞措定態は一定の副表象を範例的に伴いう るところから、当の副表象的な「結合的分節態=分節的結合態」が施詞措定態の能記的契 機から抽離された相で判断の直接的対境とみなされてしまう。それどころか、論者によっ ては、当の「結合的分節態=分節的結合態」の形成を以ってとりもなおさず肯定的判断措 定であると思念する始末である。このようにして、判断論におけるいわゆる"表象結合""表 象分割"節が生ずる次第であるが、これが心理的事実としてもおよそ一般性をもちえない こと、せいぜい特殊ケースにしか妥当しないこと、これは先に指摘しておいた通りである。 一施詞措定態は、知覚現場から離れて、概念的思考判断がおこなわれるような場面にな ると、「SというものはPなり」という相で命題化され「SハPナリというコト」という命 題的事態の相に昇華されがちになる。われわれは、嚮には、施詞措定態を知覚現場的判断 という基礎場面に定位しつつ定義した関係で、所与的現相と述語的所識との等値化的統一 を云為したのであったが、主語対象と超文法的述語能記との象徴的結合が存立していれば、 主語対象は被示的意味でなく被指的意味であっても差支えない。このように拡張するかぎ りで、施詞措定態は「SというものはP」という相でもありうる。がしかし、施詞措定態 はあくまでレアールな言語的能記(勿論、"内語"であっても可)を構造的契機とするのであ って、決して単なる意味形象ではない。しかるに人々は、施詞措定態の意味的契機を自存 化させ「SというものハPナリというコト」、この命題的事態を自存的な相で形象化させ、 この命題的事態を以って判断的態度決定の直接的対境であるものと思念しがちである。(命 題的事態は、前節でみておいた通り、存在性格上、レアール・イデアールな事象(事実・事 件・事況)とは異なり、イルレアール・イデアールな存立態であって、リアリティーをもつ 事象とは別異な"存在"である)。ここにおいて、判断論にいわゆる"命題的事態の自体的 存立説"が生ずる次第であるが、われわれに言わせれば、此説は判断的成態の意味的契機 を自存視する錯視にもとづく代物なのである。命題的事態を以って判断主観の能作から端 的に独立自存するものと思念し、それが判断的能作にとって自存的な対境的与件となすも のと思念する此説は、われわれの見地からみれば、判断成態の対他・対自的な帰属的妥当 性をめぐる間主観的な関係を対境と主観との直接的な関係(「主観―客観」関係)であるかの ように錯認したものにほかならない。しかし、この間の事情については追々に究明するこ とにして、ここでは「施詞措定態」に議論を戻そう。」324-5P

(対話⑩)「われわれは、以上において、判断の直接的な対境的与件たる施詞措定態が二極的な仕方で錯認される経緯にまで触れてきた。施詞措定態が伴いうるレアールな表象的契機が能記的言語形象から遊離され、それ自身で現前するかのように覚識されるところから、判断的措定の直接的対境が"表象の分節的結合態"であるとする一方の極(いわゆる"表象結合態"説)が生じ、施詞措定態の表意するイデアールな意味的契機が能記的言語形象から遊離され、それ自身で現存するかのように覚識されるところから判断的措定の直接的対境が"自存的な命題事態"であるとする他方の極(いわゆる"自体存立説")が生ずる。われわ

れは、判断の対境的与件をめぐるこれら二極的な錯認を卻けつつ、あくまで施詞措定態の 如実相に定位さなければならない。――ところで、施詞措定態は「コレハ何々ダ」「コレハ 然々スル」「コレハ斯々シイ」、一般に「SハPナリ」と標記されるとき、既に肯定判断に 応ずる形になっているではないか。われわれは、施詞措定態を以って、肯定的・否定的な 判断的措定の前件をなす対境的与件であると称しながら、論件先取(註)を犯しているの ではないか? 翻ってまた、「コレハ何々デナイ」「コレハ然々シナイ」「コレハ斯々シクナ イ」、一般に「SハPナラズ」と標記されるごとき施詞措定熊は存在しないのか? 積極形 の施詞措定熊と消極形の施詞措定熊とが同位的に存立するのではないのか? もしそうだ とすればいよいよ論件先取(註)の疑義が深まる。――われわれは、積極形の施詞措定態 と同位的に、消極形の施詞措定態もあることを認める。が、それは先行的判断の否定が施 詞措定態に内自化されたものであって、先行的判断による媒介的所産がその都度の新規的 判断措定にとっては対境的与件たりうるのである。(先行的判断における否定が内自化され ることによって消極形の事実・事件・事況も成立しうるし、消極形の施詞措定態も存立す る。)消極形の施詞措定態と同位的に、先行的判断の肯定が内自化された積極形の施詞措定 態も存立する。がしかし、原初的・原基的な施詞措定態は、肯定的・否定的な判断措定に 対する前件的な対境与件として、それ自身では積極形でも消極形でもなく、謂うなれば中 性的である。なるほど、原基的・原初的施詞措定態といえども、日本語で標記しようとす るかぎり、「コレハ何々(ダ)」「コレハ然々スル」「コレハ斯々シイ」という形、このかぎり での積極形にせざるをえない。とはいえ、原基的・原初的な施詞措定は、対象的与件と詞 との命名的結合・象徴的結合たるにすぎず、対象的与件と詞の被表的意味との等値化的統 一、前者の後者「として」の命名的覚知たるにすぎないのである。これは、消極形の施詞 措定態と同位的に対立するものではない。われわれは、以下、原基的・原初的な中性的施 詞措定態、つまり、単なる等値化的統一と相即する命名的結合態・象徴的結合態を標記す るさいには、必要な場合、紛らわしい積極形の標記は避けて「コレハS」ないしはまた「S ハP」という形で誌すことにしよう。」325-6P

(註) この字は「あなかんむり」が付いているのですが、その漢字がどうしても探し出せません。「先取」となっているところもあるので、「取」としておきます。

(対話⑩)「今や、原基的・原初的な中性的施詞措定態「コレハS」を対境的与件としつつ、 肯定的・否定的な狭義の判断的措定が如何なる構制で遂行されるのかを直接の主題とし、 延いては、肯否の判断的措定が施詞措定態・事象・事象的命題・命題的事態に如何なる機 制で内自化されるのかを見極めていかねばならない。」326-7P

第二段落——判断の肯定・否定という「質」をどの場面で規定するのかの先決問題 327-34P (この項の問題設定)「われわれは判断論上のいわゆる「態度決定説」をそのまま追認するものではないが、「肯定」「否定」が一種の態度決定に照応することは確かである。——或る種の論者たちは、判断における承認・ 拒斥 の "心的作用"ないし "態度決定"という能作を極めて広い意味にとり、この能作そのものは動物における判断以前的な "態度決定"とも共通であるとみなす。論者たちによれば、動物ですら、好感的に受容したり、嫌悪的に拒絶反応を示したりするが、判断における能作はそれと共通のものだとされる。われわれとしては、しかし、動物の場合はさておき、人間の場合に限ったとしても、肯定的承認・

否定的 拒斥 の能作が果たして好・悪、愛・憎といった情意的能作と共通かどうか、一種 独特の能作ではないのか、この件をめぐって「作用心理学」的に分析してみても判断論に とっては殆んど意味がないと考える。というのは、好感しつつも否定的に 拒斥 せざるを えず、嫌悪しつつも肯定的に承認せざるをえぬ場合が現に経験されるのであるから、判断 的能作はなるほど「意志」に通ずるにしても、判断的能作そのものが好・悪、愛・憎といった対立性をもっているとは思えないし、従って、能作そのものの質的対立性に拠って肯定・否定の分立を説明することはできそうにないからである。それでは、判断の"心的作用""能作"そのものは肯定・否定の質的区別性をもたぬ謂わば"単色的""単質的"なものであるのか? この借問に答えるためにも、判断の肯定・否定という「質」をどの場面で規定するのかが先決問題になる。」327P

(対話①)「議論を簡単にする便法として、次のような回答の場面を想定してみよう。/①「蝶 は鳥ではないか?」と問われて、「マサニシカリ! 蝶ハ鳥デナイ」と答えるさい、この判 断は肯定(マサニシカリ)なのか、それとも否定(鳥デナイ)なのか。/②「犬は動物でないか?」 「イナ! 犬は動物デアル」。この判断は否定(イナ)なのか、それとも肯定(動物デアル)/な のか。③「蝶は鳥であるか?」「イナ! 蝶ハ鳥デナイ」。/④「犬は動物であるか?」「シ カリ! 犬ハ動物デアル」。/右の③④は、否定・否定、肯定・肯定で一貫するので問題が ないとしても、①②は、日本語の場合には不一致を生ずる。この点、インド・ヨーロッパ 語では、イエス・ノーの使い方に体現される"態度決定"の"質"が判断的成態内部の"肯 定" "否定" 形と一致するので(実際はしかく簡単ではないことを承知しているが、後論には 響かないので初等文法の流儀でこう割切っておく)、肯定・否定の質をどの部面で規定する かという難題を生じない。ヨーロッパ人の場合、彼らの語法に即して、イエス・ノーとい う態度決定そのものの場面で質的な対立が岐れると立論することが勿論可能であるし、ま た、それとは別の意見として、判断的決意性そのものは質的にニュートラルとみなしたう えで、判断成態ないし対境的事態そのものに既に含まれている肯定性・否定性(積極・消極) を、イエス・ノーは単に強調(エンファサイズ)するだけだ、と主張することも可能である。」 327-8P

(対話②)「日本人の場合、ヨーロッパ人たちのように簡単に割切って済ますわけにはいかない。判断の肯定・否定という質を「シカリ・イナ」という同意・不同意の場面で規定すべきなのか、それとも判断成態の内部における「デアル・デナイ」という対立性の場面で規定すべきなのか? これがまず大問題になる。前掲の①②③④を「設問―回答」のかたちから、「蝶ハ鳥デアル」「犬ハ動物デナイ」等々、誰かしらの主張とそれに対する応接のかたちに変えてみると有様(「ありよう」のルビが一層はっきりするのだが、日本語の場合、シカリ・イナの態度決定は「誰か或る者」(といっても、架空の想定人物や「非人称」的な"人物"であってもよい)の"主張"(これ自身すでに、デアル・デナイの質的対立性を帯びている)に対する同意・不同意(承認・不承認)であり、間主観的(inter-subjectiv)な事柄である。これにひきかえ、ヨーロッパ人の場合には、回答であれ応接であれ、命題全体としては否定形であっても、さしあたり「SハP(デアル)」という積極形の「主語―述語」成態を関心の直接的対境としつつ、この"積極的命題"に対してイエス・ノーと応じ、それに照応するかたちで肯定形・否定形を伴わせる。このさい、謂うところの"積極形の提題"を

「誰か」の"主張"だとみなすことは、論理的には可能だとしても、心理的な意識実態に即するかぎり多分に困難であろう。従って、そこでは、誰化の主体的主張に対する同意・不同意の意識はみられず、もっぱら「SハP(デアル)」という対境的与件に対する態度決定(真・偽の判定)が発動するものと思念され易い。ヨーロッパ人の思念にあっては、こうして、「肯定・否定」は間主観的な同意・不同意ではなく、ひたすら、対境的事態に対する評価的判定とみなされてしまう。」328-9P

(対話③)「翻って、日本人の判断意識の場合、「誰か」の"主張"に対する同意・不同意(この場面での肯定・否定)と、対境的事態に関わるデアル・デナイという積極的措定・消極的措定(この場面での肯定・否定)とは、さしあたり別途のもの、別趣のものと考える余地がある。それでは、これら両つの場面で二重的に登場する「肯定」「否定」は、どのような関係にあるのか?」329P

(対話④)「われわれの見解では、肯定・否定は、原本的には、誰かの提題的"主張"に対する同意・不同意の場面で存立する。——このことはヨーロッパ人の日常的意識ではとかく 覆われがちであるとしても、論理構制上は彼らの場合でもやはりそうであって、日本人の場合には、このことが偶々日常的意識にとっても認められ易いかたちになっているだけのことであろうと思う。——そして、この間主観的な場面での同意(肯定)・不同意(否定)が判断成態に"内自化"されることによって、「積極形の述定」「消極形の述定」が既成化し、その結果、肯定・否定はあたかも述定関係に内属する質的相違であるかのように覚識されたり、施詞措定態・事象・事象的事態・命題的事態がそれ自身で肯定性・否定性の質的対立性を帯びた相で現識されたりするようになる。この間の機制の究明を図りつつ、まずは同意・不同意の構制を把握しておこう。」329-30P

(対話⑤)「判断において、肯定的承認ないし否定的拒斥の直接的対境をなすのは、一部論者 たちが思念するごとき "表象結合態" や "自存的事態"ではなく、施詞措定態であって、 原初的には知覚的与件と詞とを命名的に結合した成態であり、原基的なそれは「(コレハ) A」という形で標記できよう。(このさい、Aは「何々(だ)」「然々する」「斯々しい」の謂いであって、名詞とは限らず、形容詞や動詞でもありうるが、特に必要のないかぎり、以下では名詞風に標記する。)上述の通り、言語以前的な知覚的次元での等値化的統一が現に成立しうるとはいえ、「コレハ何々・然々・斯々」と認知される場合、現実的問題として、何々・然々・斯々という認知は"内語"を伴うであろう。そして"内語"を伴う認知はすでに「コレハA」という命名的範式での施詞措定に算入される。」330P

(対話⑥)「偖、施詞措定態=命名的結合態は、発生論的には、当人自身が創造的・自発的に形成するのではなく、他人によって提示的に与えられる。なるほど、歴史上の発生的場面や新規命名の場面にかぎらず、日常的にもやがて当人自身が"内発的"に命名的結合・施詞的措定を遂行するようになるが、ここではひとまず幼児的体験の場を念頭におくと便利である。 一所与の命名的結合には、発話者自身にとっては単なる命名・指称ではなく既にして判断の表明で場合もありうるにせよ、幼児的聴取者たる当人にとっては、さしあたり与件(コレ)と音声(A)との"結合"の域を出ない。当の命名的結合態は、しかも、原初的には、特定の誰彼に帰属するというよりも、むしろ、人称的帰属以前の相で、いわば"非"人称的"前人称的"な相で覚識される。つまり「コレハA」という施詞措定態=命名的結

合態は、発話者たる相手に帰属するとも聴取者たる自分に帰属するとも明識化されることなく、謂うなれば与件的な事態として覚識されるに止まっている。このような命名的結合態の覚識が知覚的分節体制の分化や綜合を促しつつ進捗してゆき、知覚的分節肢が各々即自的に名称を"帯びる"状相になる。条件反射的結合のこの態勢の確立によって、所与の知覚的与件に対して自らも命名的発話をおこなうこと、および、所与の言語的形象を機縁にしてそれ以外の一定の対象的現相を志向的に覚識することが、殆んど"自動的"に"生起"するようになる。」330-1P

(対話で)「この態勢が或る程度まで形成され始めた局面を迎えると、誰かが与件a(Aと呼 ばるべき対象)を指して「コレハB」と呼称するのを聞くと、それと対立的に「コレハA」 という命名的結合態が "反射的に" 覚識される場合を生ずる。また、自分で(誤って) a を 「コレハB」と呼称して、誰かから「コレハA」という反対定立を受ける場合も生じ、こ うして、「コレハA」と「コレハB」という両つの命名的結合態が併立的に覚識されるとい う情況を体験する所以となる。そして、この対立的区別の場面で、命名的結合態=施詞措 定態の「対他者的「対自己的」な(人称的)帰属性が意識されるに及ぶ。――先には、施詞措 定態=命名的結合態は原初的には人称帰属"以前"的である旨を述べたのであったが、そ の原初的な場面でも「A」という音声の発出者(音源的発話者)はもともと覚知されている。 しかし、それはさしあたり"音源"であり、謂わば"場所"的に定位されているにすぎず、 そのかぎりでは、発話する他人はまだ音を発する物体と選ぶところがない。その場面では、 音声「A」そのものは他人(音源的発話者)に種属せしめられているとしても、「コレハA(デ アル)」という覚識的事態はまだ「他者」に帰属されるわけではなく、人称帰属"以前"的 である。――今や、しかし、与件 a を指しながら「(コレハ) B」と他者が発話し、「(コレ ハ) A」と自己が発話するという「異」状な場面、ないしはまた、自己が「(コレハ) B」 と発話し、他者が「(コレハ) A」と発話する対立的な場面において、施詞措定態をめぐる 「彼―此」的区別相が覚識される。」331P

(対話®)「ここにおいて、もはや単なる音声「A」「B」の音源的帰属の域を超えて、「コレハA」「コレハB」という併立的に現識される二つの施詞措定態=命名的結合態が「彼—此」的な対向的区別性の相で「他者」と「自己」とに帰属せしめられる。こうして、対他者的に帰属する施詞措定態と対自己的に帰属する施詞措定態との分立性において「施詞措定態」の「人称帰属」化が成立する次第である。」331-2P

(対話®)「ところで、「コレハA」「コレハB」という二つの施詞措定態が他者と自己とに彼 ―此」的な対向的区別相で帰属化されるという情況、この対他―対自の対立性とそこにおける相違感は、それ自身ではまだ「不承認」の意識ではなく、況んや、そのままで判断的「否定」なのではない。」332P

(小さなポイントの但し書き)「――幼児的な体験期においては、「コレハA」と呼称する現実に直面すると、多くの場合、「コレハB」という思念がたちどころに消失して、あとから発せられて現に残響している「コレハA」という他者の呼称で置換されてしまい、自分でも「コレハA」と復唱するのが普通のように見受けられる。このような過程を通じてaと「A」、bと「B」等々、しかるべき与件と名辞との象徴的結合が鞏固になっていくが、それはaを「B」とか「C」とか呼んで矯正された体験の"内化"(er-innern=記憶)に支え

られているため、そこでもし他者が a を指して「コレハB」と呼称する場面に直面すると、 強烈な違和感を伴った拒絶的反応が裡に生ずる。」332P

(対話⑩)「――対他者的に帰属する「コレハB」に対して、「コレハA」という措定態を対自己的に帰属せしめつつ、違和感を以って「コレハB」という他者の提題に拒絶反応を呈すること、それが「不同意」であり、このような構造的態勢の契機となっている「コレハB」という施詞措定態に対する拒絶反応、それが「否定」的 拒斥 の原初的ケースだと思われる。ここには、第三者的に分析していえば、与件 a を「B」と呼ぶ他者の立言を矯正的に置換して「コレハA」と呼ぶべきことの意識を見出せる。このかぎりで、「コレハB(デアル)」という提題に対する否定的 拒斥 は、「コレハBデナクAダ」という not……but の意味構造を即自的に含意していると言うことができよう。」332P

(対話⑪)「翻って、他者と自分とがともに「コレハA」と発話する場合(自分の側は"内語" にとどまっても可であるが)、二つの命名的措定態は必ずしも他者と自己とに明確なかたち では人称的に帰属しない傾向があり、殊に自分の側は内語にとどまる場合には二つの施詞 措定熊の併立というよりもむしろ融一的な相でしか意識されない傾向がある。否認的違和 感と承認的同感とのいずれが発生論的に先であるかは微妙な問題であるが、しかしいずれ にせよ、肯定的承認ということが当事主体本人にとって自覚的に明確化されるのはおそら く可成り屈折した場面においてであろうと忖度(「そんたく」のルビ)される。例えば、眼前 の或る与件についてそれを何と呼称するのであったかなかなか想い出せない(ないしは逆に、 或る言語記号のほうは憶えているのだがそれがどのような対象に応ずるのか想い出せない) といった場面において、他者が「コレハAだ」(ないしは「Aトハコレだ」)と発話するの を聞いて「ソウダ!」と同感(想起的な共鳴)の意識を喚起されるようなケース、それが所与 の「施詞措定熊」に関する「同意」「承認的肯定」の原初的な形態ではないかと思われる。 そのほか、例えば、眼前にいる二人の人物のうち一方が与件aを指して「コレハB」と発 話したのに対して、もう一方が「コレハA」と発言するような場面で、後者に帰属する「コ レハAだ」という主張に「同感」(共鳴)するといったケースも、判断的同意・肯定の原初的 な次元に属するのではないかと考えられる。さしあたり、この程度の次元にとどまるにせ よ、施詞措定態の「対他者的・対自己的」な共同帰属性、「彼―此」的区別の上に立つ同一 性が覚識される域に達し、所与の提題に関する他者帰属的主張の肯定的承認が対自化され るようになる。」332-3P

(対話②)「こうして、「肯定」的施詞措定(肯定的陳述態)が、「否定」的施詞措定(否定的陳述態)と並んで、対自己的・対他者的に帰属化される所以となる。——以上、原基的・原初的な場面に即してみたところ既にして顕われているように、判断的措定における肯定・否定は、施詞措定態を対境的与件としておこなわれるとはいえ、対境的与件に対する直接的な評価とか承服・拒絶とかではない。判断的肯定とは、誰か或る者に対他者的帰属する施詞措定態の対自己的な対妥当性の承認的措定にほかならず、判断的否定とは、誰か或る者に対他者的に帰属する施詞措定態の対自己的な対妥当性の重認的措定にほかならず、判断的否定とは、誰か或る者に対他者的に帰属する施詞措定態の対自己的な対妥当性の拒斥的措定にほかならない。謂うところの他者=誰か或る者は、発生論的に原初的には施詞措定を現実に発話する具体的な他人であるが、やがて"脱肉化""脱人称化"されて"誰か或るヒト"の相でしか泛かばなくなりうる。だが、施詞措定態の帰属する他者が"脱人称化"された場面でも、依然とし

て、間主観的な態勢での態度決定という「肯定・否定の構制」は維持される。」333-4P 第三段落――「述定的陳述態」の「積極形」「消極形」の分化、それを支える「肯定的承認」 「否定的拒斥」の対境的事態への"内自化"の機制 334-8P

(対話①)「判断的措定の既成化した場面においては、肯定的承認・否定的拒斥という元来は間主観的な「表出」次元での関係場における態度の執り方に関わる契機が「指示―述定の措定態」(叙示態)の内部的契機の相に"内自化"されており、判断的態度決定の対境的与件そのものが「肯定形」「否定形」を即自的に体現しているかのように映現する。あまつさえ、「SハPデアルというコト」「SハPデナイというコト」といった事態そのものが"真理性""虚偽性"を自体的に帯びているかのように映現し、この対境的な自体的"真理性・虚偽性"が判断的措定における肯定的承認・否定的拒斥を当為的に必然ならしめるかのように感受させる。われわれとしては、この"物象化的錯認"を自覚的に剔抉しつつ、事柄の実相を把え返しておかねばならない。」334-5P

(対話②)「茲では、まず、肯定・否定が積極形・消極形の事態という相に"内自化"される 機制の一斑をみるところから議論を進めよう。 ——先の"例"をもう一度ひきあいに出し て記せば、眼前にいる二人の人物のうち、一方が「コレハB」と言い、他方が「コレハA」 と言うのを聞いて、自分としては後者に共鳴する場面では、前者の「コレハB(デアル)」と いう表出に対して「不同意」「拒斥的否定」の態度をとり、後者の「コレハA(デアル)」と いう表出に対して「同意」「承認的肯定」の立場をとるわけであるが、ここで「否定」の態 度に応ずる言語的表現様式の成立を勘考し、それがさしあたり「否、コレハBデナイ」と いう形をとるものとする。そこで、もし、あの眼前の二人の人物のうち後者が「否、コレ ハBデナイ」と発話するのを聞いて、自分もそれに共鳴したとすれば、「コレハBデナイ」 という表出的事態へのこの肯定的賛同(「シカリ! コレハBデナイ」)は「コレハ非Bデア ル」ことへの肯定的賛同と同値になる。こうして、他者に帰属する「コレハBデナイ」へ の肯定的同意は「コレハBデナイ(デアル)」への肯定的同意、つまり「コレハ非B(デアル)」 への同意と同値になることから、「Bデナイ」が言語表現上「非B(デアル)」で置換されう ることになり、現にそれが遂行される。そして、この「非」「不」という元来的には否定的 陳述に照応した言語的表現が「非常に」「不満」といった例にみられるように、日常的な意 識においては否定性の意識を事実上欠落させ、その点では"肯定的"表現と選ぶところが なくなってしまう。これに照応するかのように、「コレハ<u>非</u>B(デアル)」と同値の「コレハBデ<u>ナイ</u>」という "消極形"の措定態が「コレハBデ<u>アル</u>」という "積極形"のそれと同位的な「コレハBデ<u>ナイ</u>」という "消極形"の措定態が「コレハBデ<u>アル</u>」という "積極形"のそれと同位的な「施詞措定態」(叙示態)の相で現前するようになる。こうして、元来は対他者的な陳述(態度決定の表出)の次元に属した肯定性・否定性が「叙示態」(「指示—述定」関係態、いわゆる「主語—述語」関係態)の内部における肯定形述定・否定形述定の対立的形式として "内自的契機" に繰り込まれ、ここに(承認ないし拒斥という強烈な態度決定の意識を稀薄化せしめつつ)積極形命題・消極形命題が即自化された相で成立する。」 335-6P

(対話③)「今や、このようにして「施詞措定態」には"肯定形"のものと"否定形"のものとの双方が存立することになり、「コレハAデアル」という積極形の表出に対して肯定・否定の応接が岐れるだけでなく、他者に帰属する「コレハAデナイ」という消極形の表出に関しても、あらためて、「マサニシカリ! コレハAデナイ」という肯定的同意の場合、および、「断ジテイナ! コレハAデアル」という否定的不同意の場合が相岐かれうる次序となる。(われわれは嚮に、肯定・否定の態度決定は、対境的与件の全体に関わるシカリ・イナの場面に存するのか、それとも、対境的与件の内的構造に関わるデアル・デナイの場面に関わるのか、この件を借問しておいたが、精確に言えば、肯定・否定の判断的態度決定は、施詞措定提題が積極形であれ消極形であれ、ともかく、或る他者の述定的表出=主張に対する「承認シカリ」・「拒斥イナ」として遂行されるのである。)」336P

(対話④)「ところで、「肯定・否定」が「叙示態」に"内自化"される過程は、事実的経過に即してみるとき、命名的結合態=施詞措定態が、人称帰属以前的な相から、一たん人称帰属性を明識される位相へと進捗したのち、人称性の意識がふたたび稀薄化する過程とも相即的に進行する。尤も、人称帰属性の稀薄化といっても、人称帰属"以前"的な相への単純な復帰ではありえない。それは、帰属される"人称的"主体の"脱"個性化の過程に負うものであって、むしろ「不人称(への帰属)化」とも呼ぶべき状相の現成である。——「コレハAナリ」「コレハAナラズ」といった次元にせよ、「SハPナリ」「SハPナラズ」といった次元にせよ、"同じ" 施詞措定が、さまざまな機会に、いろいろな人々によって、誰彼の別なく斉しく発話・提示される体験を通じて、それが(誰彼の具体的な人称的個体性のない)「(或る)ヒト」に帰属されるようになる。こうして、帰属者が不定人称的な相でのヒトという漠然たる"誰かしら"(etwer)になると、誰であってもよい不特定的な「ヒトが『SハPデアル』と言う」「ヒトが『SハPデナイ』と言う」といっても、「ヒトは……言う」の部分が意識から脱落し易くなり、「SハPデアル」「SハPデナイ」という施詞措定態・叙示態だけが"脱"人称的に現前しがちになる。」336・7P

(小さなポイントの但し書き)「(ここにおいて、「SハPナリというコト」「SハPナラズというコト」という積極形の命題的事態と消極形の命題的事態とが併存的に覚識される所以となる。われわれは消極的事態を以って積極的事態に消極性・否定性が累加されたものとは考えないのであって、両者を一応同位・同格的に扱う。これは、われわれが「肯定」と「否定」とを同位・同格的に扱うことにも照応するものである。原基的・原初的な施詞措定「コレハA」は、言語表現上は"肯定形"と言われようとも、第一次的には"中性的"

であって、この第一次的な"中性的" 施詞措定態=象徴的結合態に関しておこなわれる第一次的な肯定的・否定的な判断的態度決定は同位・同格的である。肯定は「否定の否定」ではなく、また、否定は「肯定の否定」ではなく、肯定も否定も、第一次的には斉しく"中性的"な対境的与件に関しておこなわれる。 尤も、第二次的には、他者による否定判断的主張に対する反対定立=否定として肯定的判断措定が遂行されたり、他者による肯定判断的主張に対する反対定立=否定として否定的判断措定が遂行されたりするようになるし、延いては「他者」が"脱"人称化されるのに伴って、肯定形施詞措定態・否定形施詞措定態に関する肯否の判断的措定がおこなわれるようになるが。)」337P

(対話③)「実際問題としていえば、成人の日常的な思惟において判断的態度決定の対境となるのは、多くの場合、"脱"人称帰属化された相での施詞措定態、しかも、肯定性・否定性(積極性・消極性)を既に"内自化"された相での叙示態である、というのが実情である。一一われわれが嚮に指摘しておいた判断の直接的対境に関する二様の錯認が生ずるのは、まさにかかる情況を基盤にしてのことである。直截には"脱"人称的な相で現識される「SハPナリ(ナラズ)」という対境的与件を「コレハSナリ、SナルコレハPナリ(ナラズ)」という仕方で分析的に覚識し(このさい、レアールに泛かぶ"表象"とそこに"受肉"している「意味」とを二重写しにしつつ)、対境的与件から能記的・言語的契機を捨象した"内容"を特個的な誰彼(この誰かは初めから自分自身でもありうる)に反省的に帰属化させ、この帰属態の"内容"を対自的に省察することにおいて「表象的結合説」の思念が生ずる。これとは逆のヴェクトルで「SハPナリ(ナラズ)」というコトの非特個的な帰属相を反省的に覚識し(このさい、命題的事態そのものはレアールな表象とは存在性格を異にするイデアールな存立態であることを省察しつつ)、対境的与件の所記的"内容"の"脱"人称帰属性を反省的に追認することにおいて「自体存立説」の思念が生ずる所以となる。」337-8P

(対話⑥)「翻って、しかし、知覚現場的に「コレハSナリ」「コレハSナラズ」と肯定的・否定的に措定するさい、対他者的帰属性などということはおよそ覚識されないのではないか? 肯定的否定的な判断措定は直截に「主語—述語」関係(「指示—述定」関係)の場で成立するのではないか? このような疑念があらためて擡頭しうるであろう。また、以上の立論は、日本語式の「はい」「いいえ」に定位したかたちになっており、インド・ヨーロッパ語圏の人々の日常的意識に鑑みるとき、到底普遍妥当性をもちえないのではないか?このような疑念すら生ずることかと思う。——この種の疑義に応えるためにも、今や述定的陳述とその様相という場面を主題化しなければならない。」338P

(編集後記)

- ◆月二が暫く続きます。読書メモの『存在と意味』を章ごとから節ごとに分割したので、 やっと少なめになりました。
- ◆巻頭言は、前回とセットになっているような文です。ここからも、問題を総体的・根源的にとらえて、個々の問題をとらえ返していく、という作業です。
- ◆読書メモは、白井さんの本4冊目、「国体論」というまさに共同幻想、二重の物象化と言えることで、巻頭言とリンクしています。それと『存在と意味』の7回目。ここまで1章

分まとめて掲載していたのを節ごとに分割しました。

- ◆朗報ひとつ、関西生コン弾圧で、一番焦点化していて、懲役十年などという恐ろしい求刑がなされていた裁判で無罪判決がでました。そもそも労働三権ということを無視してなされていた無法な警察・検察・裁判所一体となった動きの中で、やっと修正がかけられてきています。これは森友事件で「首相案件」とかいうことで文書の書きかえなどの忖度政治がなされていたことに通じることだったのです。アベ政治の中で、関西生コンの企業経営者と連携した新しい協同組合的活動、産別労働組合運動に対して、アベ首相の下、当時の異例の多量の死刑のはんこ押しをした上川法相の時に始まっていたことです。露骨な労働組合つぶしがなされていたのです。安倍元首相の国葬などということは、なんとおぞましいことだったのかが他の問題もからんで、明らかになっています。
- ◆兵庫県知事の失職と再選のごたごたを YouTube で追っていたのですが、維新政治のなれの果てと、トリックスター的 NHK 党の合力のようなこと、もうむちゃくちゃの極になっています。維新政治の評価で、高校無償化の評価の話が出ていますが、高校の無償化は、単に福祉の充実ではないのです。これは、新自由主義的公的なことの民営化ともリンクしているのです。前号でコモンの話を書きましたが、実際大阪では公立高校の統廃合が進んでいる、しかも反差別的に意味のあるユニークな学校が窮地に追い込まれているということが最近読んだ本の中で出ています。ヒットラーやスターリンが子どもを愛したという言説があり、また「戦争の出来る国作り」の中で、兵士になる子どもが必要としていることがあり、右派政党を移り尽くした、西村真悟という国会議員が、「国家のために死ねる国民を育てる教育を!」と言っていたことを想起させます。誤解のないように書いておきますが、公教育の無償化に反対しているわけではないのです。むしろ、「差別選別教育ではない公教育」を軸として立て直すためにも無償化をなしていく必要があるのです。
- ◆トランプの就任からまだ1ヶ月も経たないのに、なんとも世界がおぞましい状態になっ てきています。イーロン・マスクと手を組んで、「金持の、金持による、金持のための政治」 を進め、ウクライナにレア・アースという資源をよこせとか、20世紀までのコロニアリズ ム(植民地主義)を再現するような、アメリカ・ファーストの、そしてトランプ・ファー ストのエゴイズム政治に入っています。そもそもアメリカは「力による現状変更は許され ない」という標語を掲げ、実は、最も武力を背景にして、そして現実に武力行使の「現状 変更」をしてきたのです。それは他の国を悪の枢軸とか規定しつつ、悪の権化としてのふ るまいでした。それでも、アメリカは「民主主義」を装ってきたのですが、トランプはそ のようなこともかなぐり捨て、ウクライナの頭越しに、力による交渉をするという、「民主 主義」の破壊行為にまで及んでいます。第一次トランプ政権のときは、日本に安倍元首相 がいて、その安倍政権を評価するひとは、安倍元首相が、アメリカとヨーロッパ諸国の橋 渡し役を果たしたとか、錯誤の認識を示していたのですが、そもそもその時にトランプ・ アメリカを世界的に批判し孤立化させなかったから、このような事態になってきたのです。 石破首相は、トランプと安倍元首相の右派的・ファシスト的親密さを回想させて、関係を 築こうとしているのですが、世界を破滅へと導く途だと言わざるを得ないのです。日米安 保条約の見直し論議も含めて、軍事なき新しい世界態勢を築いていく途に踏み込むことで す。

◆フクシマ原発事故から 14 年になります。事故当時、原発の危険性の指摘に対して、「危機アジリは止めよう!」という批判をしている「障害者」がいました。その意味がよく分からなかったのですが、ひとりひとりが自分が抱えさせられている問題と、原発などの他の問題の結びつきを示し得ていなかったのだと、今さらながら、とらえ返しています。

「個々の問題」としてとらえられることを、差別の構造というところからとらえ返して、 再度、「差別」ということをキーワードに上向的にとらえ返し、反差別の総体的運動の中に、 「個々の差別」を押さえ展開していくことが必要になっています。自分達のやっていることを、自分達・ファーストにとらえて、他者の運動を批判していて、分断に陥ってはならないと、改めて感じています。

反障害-反差別研究会

■会の方針

「障害学において、「障害とは何か」という突き詰めがなされないまま、議論の煮詰めも なされないままでした。そこから起きる混乱が、「障害者運動」の方向性を見出していく作 業を妨げていました。イギリス障害学が障害の医学モデルから「社会モデル」への転換を なそうとしました。しかし、もう一段掘り下げた作業をなしえぬまま、医学モデルへの舞 い戻りという事態が起きているようです。また、各国で差別禁止法とか「解消法」が作ら れていますが、そこでのモデルは結局医学モデルでしかない状態です。この「会」でやろ うとしている議論・研究は、障害問題を解決していくための「障害者運動」のための理論 形成の作業です。「会」としては「社会モデル」から更に、関係モデルへの転換を提起して います。実は、日本の「障害者」の間では、既にこの議論を先取りするような議論もなさ れていました。そのことが整理されないままになっています。改めてそれらのこともとら え返しながら、議論をすすめて行きたいとも思っています。また、障害と差別はかなり重 なる概念です。他の反差別運動の中での議論や認識論的議論も織り込みながら、議論を進 め理論形成していきます。そして、「差別はなくならない」とか「社会の基本構造は変わら ないという意識が、今のこの社会を覆っていきます。そういう中で、今の社会の枠組みに 限定した議論になっていき、そのことが論の深化を妨げる事態も生じています。だから、 過去の社会を変えようという運動の総括も必要になっています。そのことにも、差別とい うことをキー概念としながら議論・深化していきたいと考えています。(文責 三村)

■連絡・アクセス先